

若桜町監発第43号
平成31年1月28日

若 桜 町 長 矢部 康樹 様
若桜町議会議長 川上 守 様

若桜町監査委員 藤原 重明

同 山本 安雄

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 監査の実施日 平成31年1月25日（金）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
若桜町立若桜学園教職員室ほか
- 3 監査の方法と範囲 教育委員会の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - 教育委員会事務局
現金管理について
 - 若桜町立若桜学園の財務に関する事務処理状況について
ア 学校徴収金等の現金、通帳、通帳印の管理、保管方法について
イ 切手等の管理、保管方法について
ウ 備品の登録、管理及び備品台帳の整理について
 - その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点
 - (1) 教育委員会事務局の現金管理は適正に行われているか。
 - (2) 若桜町立若桜学園の財務に関する事務処理状況は適正か。
- 5 監査の結果
 - (1) 教育委員会事務局については特に指摘事項はなし。
 - (2) 若桜町立若桜学園については次のとおり。
 - ア 学年ごとに現金を保有しないことを基本に、貯金通帳による管理を今年度より導入、実施されており、一部未実施の学年も

あるが概ね良好である。今後は現金、通帳管理を更に周知徹底し、定着されるよう努められたい。

イ 納品日から請求日、請求日から支払日までに相当の期間を要しており、長いものではその期間が3か月にも及ぶ。個人の立替払いも散見され、現金を取り扱う上でリスクを伴う事案が存在する。集金時期、方法等の事情はあるが、立替払いの際は管理者の承認を受けるなど一定のルールを設けて取り扱う必要がある。

以上